

議案第3号

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の数を」を「利用定員を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月15日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。